

函館市青少年補導センター少年補導委員要領

(目 的)

第1条 函館市青少年補導センター運営要綱第5条による少年補導委員（以下「補導委員」という。）については、この要領の定めるところによる。

(任 務)

第2条 補導委員は、業務計画に基づいて早期発見、早期補導等の活動に従事する。

(任 期)

第3条 補導委員の任期は1年とする。ただし、任期途中で変更あった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分を示す証票)

第4条 補導委員は、第2条の任務に従事するときは、函館市の発行する身分を示す証票を携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。

(委 任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。